別表六の二（八）　記載要領

この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の9第7項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（八）　平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合）		可			
試験研究費の額の合計額 （各連結法人の別表六の二(八)付表「1」の合計）	1	円	税額控除限度額 (4)×(6)	7	円
平均売上金額の合計額 （各連結法人の別表六の二(九)「10」の合計）	2		調整前連結税額 （別表一の二「2」）	8	
平均売上金額の合計額の10％相当額 (2)×$\frac{10}{100}$	3		当期税額基準額 (8)×$\frac{10}{100}$	9	
平均売上金額の合計額の10％相当額を超える試験研究費の額の合計額 (1)－(3)	4		当期税額控除可能額 （(7)と(9)のうち少ない金額）	10	
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	5		調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(三)「7の④」）	11	
超過税額控除割合 $((5)-\frac{10}{100})\times 0.2$	6		法人税額の特別控除額 (10)－(11)	12	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）